

■国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の概要

みんなで支え合い 健康に暮らせる毎日を

皆さんが安心して医療や介護を受けられるように、「国民健康保険」「後期高齢者医療保険」「介護保険」があります。これらは、病気や介護などが必要となったときに備え、みんなで支え合う制度です。制度の概要や保険料(税額)などをお知らせします。

国民健康保険 医療の安心を支える制度

保険年金課(88)9136

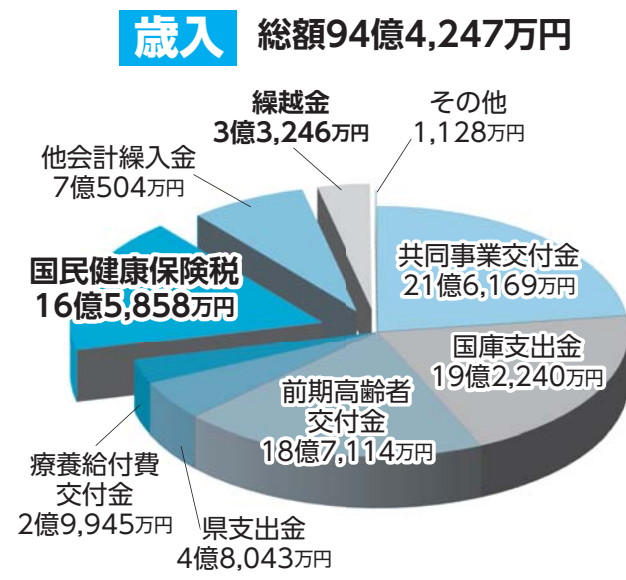
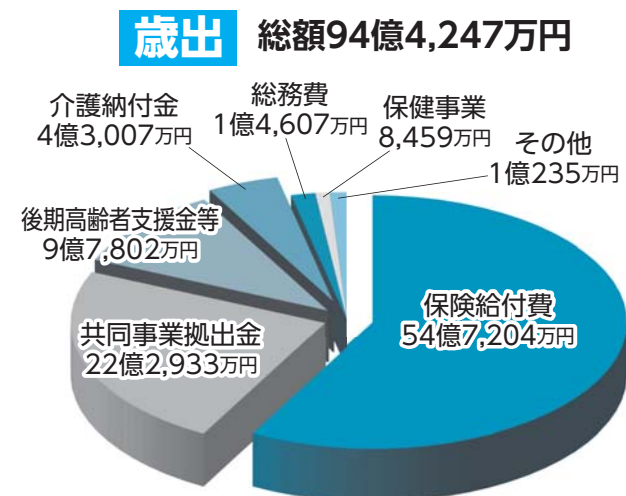
国民健康保険(国保)は、病気がやがてきたとき、安心して医療を受けられるように、加入者が国保税を納め、お互いに助け合う制度です。職場の健康保険、後期高齢者医療保険の加入者や生活保護受給者を除く、全

ての人が国保に加入します。国保税は、国保制度を運営する大切な財源です。国保の予算は、財源不足を

理由に医療費などを抑えることができないため、支出の見込みに応じて、収入を確保しなければなりません。その年度に予測される医療費などの総額から、皆さんが病院などで支払う一部負担金や国の補助金などを差し引いた金額が、国保税の総額となります。

本年度の予算規模は94億4247万円
歳出と歳入の内訳は左のグラフのとおりです。
歳入のうち、16億5858万円(17.6%)が、国保税と

●平成29年度国民健康保険歳出・歳入内訳



国保税は次の区分ごとに計算し、その合算額が加入世帯の税額となり、世帯主に課税されます。

- ▼所得割 世帯の被保険者の所得に応じて計算
- ▼均等割 世帯の被保険者数に応じて計算
- ▼平等割 一世帯当たりの額

税率据え置きで負担を軽減
医療費の動向や加入者の所得状況で試算した結果、加入者の皆さんの負担を抑えるため、本年度も税率(あん分率)を据え置きました(表1)。据え置くことで、約3億3246万円の不足が生じる見込みですが、前年度からの繰越金を充て、対応します。

●表1 平成29年度国保税のあん分率と限度額

区分		医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分(40歳以上65歳未満の人のみ)	計	
所得割	次の式で算出した金額に右の割合を乗じた金額 ○前年中の総所得金額(+山林所得金額+譲渡所得金額)-基礎控除33万円	7.53%	2.51%	1.95%	11.99%	
均等割	右の金額に被保険者数(加入者数)を乗じた金額	23,200円	7,700円	8,200円	39,100円	
平等割	一世帯当たり	普通世帯	23,200円	7,700円	5,600円	36,500円
		*特定世帯	11,600円	3,850円	5,600円	21,050円
		*特定継続世帯	17,400円	5,775円	5,600円	28,775円
課税限度額		540,000円	190,000円	160,000円	890,000円	

*特定世帯 同じ世帯の国保被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、被保険者が1人になる世帯で、移行後最初の5年間は、平等割を普通世帯の2分の1に軽減します。
*特定継続世帯 特定世帯の期間が5年を経過した世帯で、その後の3年間は、平等割を普通世帯の4分の3に軽減します。

●表2 国保税の均等割額と平等割額の軽減判定基準表

軽減割合	判定基準所得額*
7割	【33万円】以下
5割	【33万円+27万円×被保険者等の人数】以下
2割	【33万円+49万円×被保険者等の人数】以下

*判定基準所得額 擬制世帯主(国保に加入していない世帯主)を含めた被保険者等全員の所得の合計額
*被保険者等 国保被保険者と国保から後期高齢者医療制度に移行した人

70歳以上の皆さんへ 平成29年8月から 高額療養費の限度額が変わります

全ての人々が安心して医療を受けられる社会を維持するため、また、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じてご負担をいただく必要があります。今年8月から、70歳以上の皆さんの高額療養費の限度額が下の表のように変わり、「一般」区分の人は年間上限や4回目以降の限度額が新設されます。

高額療養費制度とは 1か月(1日から末日まで)に支払った医療費が高額になり、決められた限度額を超えたときに、限度額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。限度額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

適用区分	7月まで		8月から	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得145万円以上の人	44,400円	80,100円 +医療費-267,000円×1% (4回目以降は44,400円)	57,600円 (年間上限*144,000円)
一般	課税所得145万円未満の人	12,000円	44,400円	57,600円 (4回目以降は44,400円)
低所得者	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	24,600円
	I 住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)		15,000円	15,000円

*年間上限 1年間(8月~翌年7月)の限度額のこと
*4回目以降 当該月も含め過去1年間に4回以上の高額療養費に該当するとき

得状況で試算した結果、加入者の皆さんの負担を抑えるため、本年度も税率(あん分率)を据え置きました(表1)。据え置くことで、約3億3246万円の不足が生じる見込みですが、前年度からの繰越金を充て、対応します。

も変更はありません。軽減範囲を更に拡大
被保険者の所得の合計が一定額以下のときは、均等割と平等割が軽減されます(表2)。5割軽減と2割軽減の範囲を前年度より更に拡大し、

低所得世帯への支援を拡充しました。申請は不要ですが、前年中の所得申告をしないと軽減判定ができません。必ず所得申告をしてください。

期限の短い「短期被保険者証」や、受診の際に一旦医療費の全額を支払う「被保険者資格証明書」が交付されます。安心して医療を受けるため、納期限までに必ず納付してください。

もなく、出掛ける手間も省ける「口座振替」を推奨しています。納税(納入)通知書と同封の「口座振替申請書」でお申し込みください。また、休日や夜間でも納入できる「コンビニ納付」、パソコンや携帯電話から手続きできる「クレジット納付」もあります。

国保制度を運営するために、加入者の皆さんからの国保税が必要です。国保税の滞納者には、有効

国保税の納付は、納め忘れ

※納期限を過ぎた納付書では、コンビニでは納付できません。

後期高齢者医療保険

高齢者の医療を支える制度

後期高齢者医療保険は、75歳以上(一定の障がいがある人は65歳以上)の人が加入する医療保険制度です。

8月から新しい保険証に

「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」の有効期限は7月31日(月)です。新しい保険証は、7月下旬に簡易書留郵便で送ります。

新しい保険証には医療費の自己負担割合が記載されています。一般の人が1割、一定以上の所得がある人が3割です。※期限が切れた保険証は、保険年金課または各市民サービスセンターに返却してください。

市民税非課税世帯の人は申請により医療費や食料代負担を軽減

被保険者を含む世帯全員が、市民税非課税のときは、負担額が軽減されます(表1)。

介護保険

介護が必要な人を支える制度

介護保険は、40歳以上の人が保険料を納め、介護が必要になったときに介護サービスを利用できる制度です。

市の高齢化率は26.0%

日本は急速に高齢化が進み、本市においても例外ではありません。4月1日現在、住民基本台帳の人口7万7218人のうち、65歳以上の高齢者は2万95人で、高齢化率は26.0%となっています(平成28年は25.2%、平成27年は24.4%)。2025年には、団塊の世代が後期高齢期を迎え、ますます高齢化が進みます。

介護認定者数と

保険給付費は年々増加

4月1日現在の要介護・要支援の認定者は3924人で、前年から123人増え、介護サービスの利用者は3338人で、前年から196人増えて

保険年金課 ☎(88)9137

軽減を受けるためには、「認定証」の交付を受け、医療機関に提示する必要があります。該当する人には直接お知らせしますので、申請してください。

高額療養費の支給申請を

1か月(1日から末日まで)

●表1 負担区分と入院時の食事療養費など

負担区分	一部負担金の割合	食事療養費(1食)	療養病床に入院	
			食費(1食)	居住費(1日)
一定以上の所得者	3割	360円	460円(※1) 360円(※2)	320円(※1) 0円(※2)
市民税非課税世帯	1割	一般	210円	320円
		区分II	210円	320円
		長期該当	160円	320円
		区分I	130円	320円
老齢福祉年金受給者		100円	0円	

※1 医療区分が軽度の場合。
※2 医療区分が中度、重度の場合。なお、減額認定証交付の対象となるのは区分II、Iの被保険者だけです。注 負担割合が3割の人も、申請により1割になると場合があります。該当する人には直接お知らせします。

●表2 高額療養費の限度額

適用区分	7月まで		8月から	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一定以上の所得者	44,400円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (4回目以降は44,400円)	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (4回目以降は44,400円)
一般	12,000円	44,400円	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (4回目以降は44,400円)
市民税非課税世帯	区分II	24,600円	8,000円	24,600円
	区分I	15,000円	8,000円	15,000円

●表3 平成29年度の保険料計算方法

$$\text{均等割額 } 41,700\text{円} + \text{所得割額 } \left(\text{賦課対象額} \times 8.19\% \right) = \text{年間保険料 (上限は57万円)}$$

(被保険者全員が均等に負担) (被保険者の所得に応じて負担)

注 年度途中に加入した人は加入した月から月割で計算します。

●表4 平成29年度の保険料軽減措置

①均等割額の軽減 被保険者と世帯主の所得に応じて均等割額が軽減されます。

軽減割合	軽減後の均等割額	被保険者の総所得金額等
9割軽減	4,100円	【基礎控除33万円】以下(世帯内の被保険者全員が公的年金収入80万円以下で、その他の各種所得なし)
8.5割軽減	6,200円	【基礎控除33万円】以下
5割軽減	20,800円	【基礎控除33万円+27万円×被保険者数】以下
2割軽減	33,300円	【基礎控除33万円+49万円×被保険者数】以下

注 65歳以上(1月1日時点)の人の年金所得については、特別控除(15万円)を差し引いた額で判定します。

②所得割額の軽減 被保険者の所得に応じて所得割額が軽減されます。

軽減割合	被保険者の総所得等
2割軽減(前年度までは5割軽減)	【賦課対象額が58万円】以下(年金収入のみの場合は153万円超211万円以下)

③社会保険等(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった人に対する軽減 均等割額が7割軽減され、年間保険料は12,500円となります(前年度までは9割軽減され、年間保険料は4,100円)。これまで保険料を負担していなかったことから、激変緩和を図るため、所得割額は賦課されません。



保険料のお知らせ

保険料の決定通知は8月上旬に郵送します。保険料の計算方法は表3のとおり

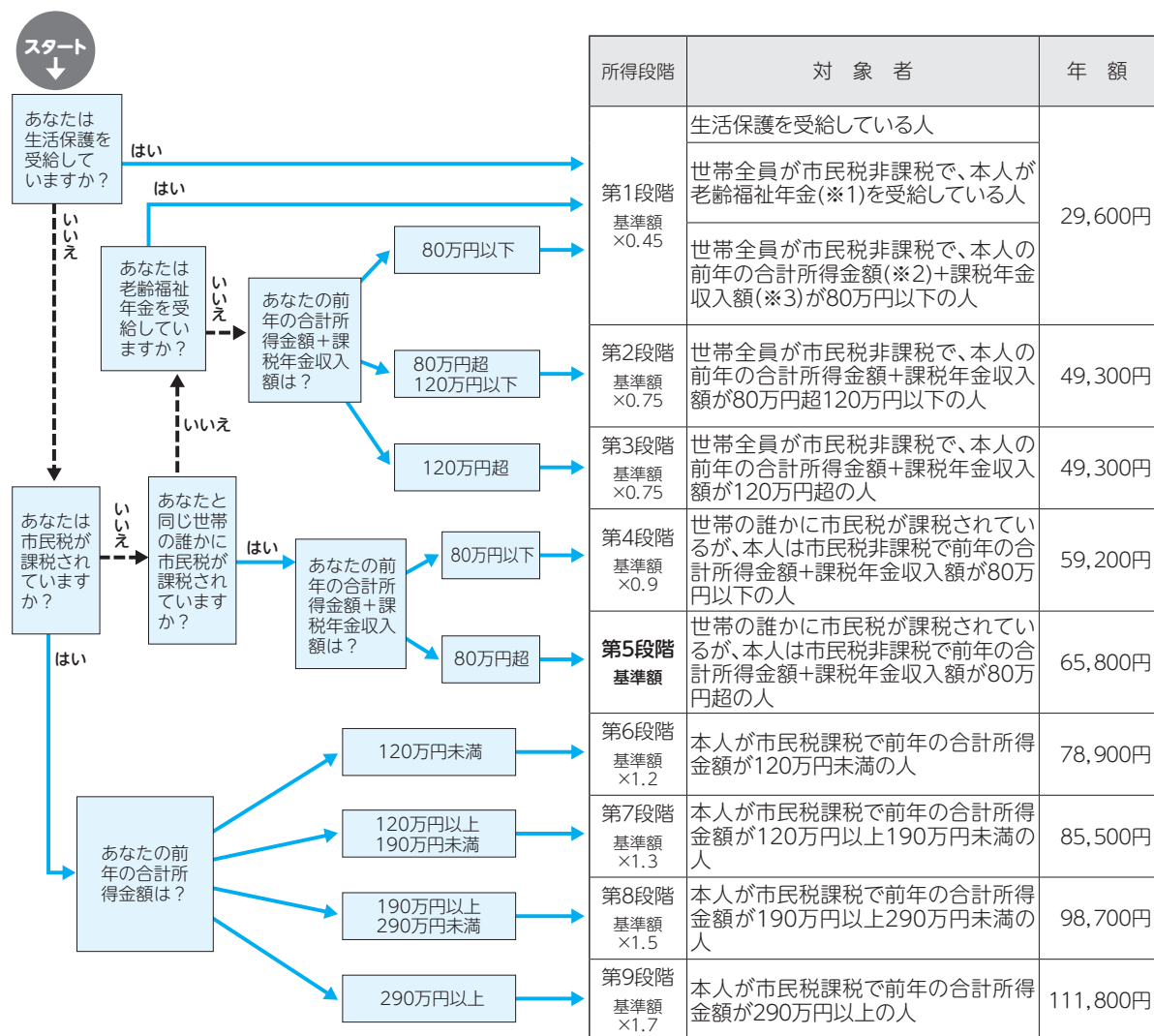
りです。また、被保険者と世帯主の所得に応じて表4のとおり軽減されます。なお、社会保険などの被扶養者だった人の軽減は7割になります(前年度までは9割)。

納期限までご納めまじょう

7月中旬までに納付通知書を郵送しますので、納期限までに必ず納付してください。

特別な理由がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じた、保険給付の制限を受けることがあります。

●介護保険料フローチャート 一所得の段階に応じて9段階に区分されます



※1 老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。
※2 合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
※3 課税年金収入額 公的年金の収入額のことです。遺族年金・障害年金は非課税所得であるため、保険料の算定には用いません。